

パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和6年4月8日作成

NO	質問概要	回答
●支給要件について		
1	支給対象者とは誰のことですか。	申請時点でさいたま市に住民票があり、次に該当する方が対象となります。 ・パパママ応援ギフト（妊娠分） 令和5年2月1日以降に妊娠届出をした妊婦 ・パパママ応援ギフト（出生分） 令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者
2	さいたま市に住んでいますが、住民票が他市町村にある場合は支給対象となりますか。	さいたま市で支給対象となるのは、原則申請時点で、さいたま市に住民票がある方となります。ただし、DVを理由に避難している等、やむを得ない理由がある場合は、さいたま市で支給対象となるケースがあります。
3	さいたま市に住民票はありますが、外国籍の場合は支給対象となりますか。	外国籍の方でも、さいたま市に住民票があり、日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。
4	出産予定日より早く生まれたため、妊娠届出時の面談ができなかった場合は支給されますか。	原則は、妊娠届出時の面談を実施することが支給要件となります。ただし、妊娠37週未満で生まれたことにより面談を実施できなかった場合は、やむを得ない特別な事情と判断し、パパママ応援ギフト（妊娠分）の支給対象となります。
5	さいたま市外から住民票を移さず、DVを理由にさいたま市に避難している場合は支給されますか。	さいたま市外に住民票はあるが、DVを理由にさいたま市に避難している方は、さいたま市が面談を実施した後に、パパママ応援ギフトを支給することが可能です。その場合、申請書と必要書類に加えて、現住所地を確認できる書類（賃貸住宅の契約書や光熱水費の請求書等の画像）が必要となります。
●申請について		
6	電子申請の案内はどこでもらえますか。	パパママ応援ギフト（妊娠分）：母子手帳交付時に面談を行い、電子申請の案内を配付 パパママ応援ギフト（出生分）：出生届後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問の面談時に電子申請の案内を配付
7	さいたま市に転入してきた場合、申請はどのように行えばよいですか。	パパママ応援ギフト（妊娠分） 転入後、保健センターにて面談を行い、電子申請の案内を配付します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 パパママ応援ギフト（出生分） 出産前に転入した場合 出生届後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問の面談時に電子申請の案内を配付します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 出産後に転入した場合 こちらから申請のご案内を郵送しますので、案内にしたがってご申請ください。この場合は電子申請ではなく、紙の申請となります。
8	申請方法を教えてください。	原則、電子申請となっております。ただし、電子申請ができない方やさいたま市に転入された方には郵送での申請を行っております。
9	電子申請に必要なものはどのようなものですか。	パパママ応援ギフト（妊娠分） ①本人確認書類の画像（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等いずれか一点） ②振込口座情報が確認できる画像（通帳、キャッシュカード、金融機関のアプリ画面等） ③電子申請番号（本案内「2. 電子申請番号」に記載された番号です） パパママ応援ギフト（出生分） ①本人確認書類の画像（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等いずれか一点） ②振込口座情報が確認できる画像（通帳、キャッシュカード、金融機関のアプリ画面等） ③電子申請番号（本案内「2. 電子申請番号」に記載された番号です） ※振込口座が旧姓名義の場合は新旧の氏名が記載されているもの ※上記のほか、電子申請をするためには連絡用メールアドレスの登録が必要です。
10	妊娠分と出生分でそれぞれ別の申請者が申請することはできますか。	パパママ応援ギフト（妊娠分）とパパママ応援ギフト（出生分）でそれぞれ別の申請者が申請できます。 例）パパママ応援ギフト（妊娠分）：出生した児童の母親 パパママ応援ギフト（出生分）：出生した児童の父親 が申請者

パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和6年4月8日作成

NO	質問概要	回答
11	受取口座を支給対象者本人以外に変更することはできますか。	原則、支給対象者本人の口座となります。 ただし、代理人を指定し、申請することで、代理人の口座にギフトを支給することは可能です。 (例) 申請者：代理人 振込口座：代理人 ⇒ 申請不可 (例) 申請者：妊婦 振込口座：代理人 ⇒ 申請可 なお、支給対象者本人以外の他名義人については、支給対象者と同一世帯員か、支給対象者の法定代理人、支給対象者本人の身の回りの世話をしているなどの正当な理由があると認められる方のみとなります。
12	多胎児の場合、申請はまとめて行うことができますか。	児童1人ずつに電子申請番号が付与されるため、別々に行ってください。
13	支給の決定はどのように通知されますか。	電子申請の場合：さいたま市電子申請・届出サービスよりご確認いただけます。その際、申請完了時に送付されるメールに記載された整理番号とパスワードが必要となります。 紙申請の場合：紙の支給決定通知書を送付します。
●転入・転出・里帰り出産をした方		
14	さいたま市外からさいたま市に転入した場合は、転入前とさいたま市のどちらの市町村から支給されますか。	面談実施が起点となります。 ・転入前の市町村で面談する前に転入した方 さいたま市において面談を実施後に、申請していただくことで、さいたま市から支給します。 ・転入前の市町村で面談した後に転入した方 希望により、転入前市町村かさいたま市のどちらかに申請することができます。 なお、さいたま市での受け取りを希望する場合は、さいたま市で再度面談を受けていただく必要があります。
15	さいたま市外へ転出した場合は、さいたま市と転出先のどちらの市町村から支給されますか。	面談実施が起点となります。 ・さいたま市での面談前に転出した方 転出先市町村において面談を実施した後に、転出先市町村から支給することとなります。 ・さいたま市での面談後に転出した方 希望により、さいたま市か転出先市町村のどちらかに申請することができます。 なお、転出先市町村での受け取りを希望する場合は、転出先市町村で再度面談を受けていただく必要があります。
16	さいたま市に住民登録があり、さいたま市外で里帰り出産をした場合は、さいたま市と里帰り先のどちらの市町村から支給されますか。	さいたま市からの支給となりますが、申請には、出生届出後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問を受ける必要があります。そのため、里帰り先からさいたま市に戻ってきた後、再度面談を実施し、その後申請していただく必要があります。
17	里帰り先で面談を受けたが、しばらくさいたま市に戻る予定がなく、さいたま市での面談が申請期限内に行えない場合の申請方法について教えてください。	里帰り先で面談（産婦・新生児訪問）を受けた場合は、面談実施の支給要件を満たすため、さいたま市での面談前に申請することが可能です。そのため、申請の案内を里帰り先に送付することを希望される場合は、さいたま市（地域保健支援課 出産・子育て応援担当）にお問い合わせください。 ※里帰り先で面談を実施し、さいたま市の面談を実施する前に申請した場合は、里帰り先で面談を実施したことを確認する必要がありますので、申請から支給までに時間を要する場合があります。
18	海外で妊娠し、帰国した場合は支給されますか。	海外で妊娠し、帰国した場合は、出産前に妊娠届出をし、さいたま市で面談を実施した後に申請していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。 ※出産前に日本国内で妊娠届出をしておらず、さいたま市で面談を受けていない方は対象外となります。
19	海外で出産し、帰国した場合は支給されますか。	海外で出産し、帰国した場合は、さいたま市での面談を実施した後に申請していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。 ※この場合の申請期限は、帰国してから3か月以内です。この場合であっても、出生した児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日を超えての申請はできません。 パパママ応援ギフト（妊娠分）については、妊娠期間中に海外に居住していた方であっても、出産前に日本国内で妊娠届出をし、さいたま市で面談を実施した後に申請していただくことで支給します。
●その他		
20	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
21	課税対象となりますか。	非課税となります。